

令和7年 第9回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和7年9月4日 木曜日
2. 総会招集の期日 令和7年9月4日 木曜日
3. 開会の日時 令和7年9月5日 金曜日 午後5時30分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(14名)

1番	平子良之	委員	2番	片倉	功	委員
4番	平博之	委員	6番	工藤俊昭	委員	
7番	渋谷吉介	委員	8番	青木龍哉	委員	
9番	寺嶋嘉春	委員	10番	安部剛	委員	
11番	椎名一志	委員	12番	高橋忠	委員	
13番	鈴木憲一	委員	14番	井瀨博昭	委員	
16番	高橋剛	委員	17番	寒河江忠	委員	
6. 欠席委員(3名)

3番	小林美和子	委員	5番	青木久美子	委員
15番	鈴木淳一	委員			

事務局職員出席者

高橋嘉樹	事務局長	三浦美佐子	補佐
井上克俊	係長	深瀬柊介	主事

議事日程

令和7年9月5日 金曜日 午後5時30分開会

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の訂正について

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和7年第9回長井市農業委員会臨時総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員は、議席番号3番 小林 美和子 委員、議席番号5番 青木 久美子 委員、議席番号15番 鈴木 淳一 委員であります。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について 議長より指名させていただきます。議席番号7番 渋谷 吉介 委員、議席番号8番 青木 龍哉 委員 この両名をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第2 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の訂正について1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

一 議案第29号朗読後、説明 一

長井市農業委員会総会会議規則第16条第1項の規定に基づき、先月8月総会で議題となりました一時転用の案件について、訂正をさせていただきたくご説明いたします。

まずはこの度の経緯についてご説明申し上げます。先月第8回総会にてご説明申し上げた寺泉の砂利採取の一件について、当初説明では登記地目「原野」が含まれていたということで、「併用地」として取り扱い、転用面積「4,501.24㎡」、併用地面積「836㎡」と報告したところでございます。

その後、「原野」に関して農業会議から指摘があり再度現地確認等をしたところ、現況が「田」でありました。ご承知のように登記地目が非農地でも現況が農地の場合は、農地法の対象となりますので、「原野」地目の5筆を議案として追加いたしまして、転用面積を訂正して再度上程させていただきたくもでございます。それでは議案の説明に移ります。場所は 長井市寺泉字下河原△△△外12筆、登記地目は「田」、「畑」及び「原野」でございます。ここで登記地目「原野」については、先ほどのご説明のとおり、現況が「田」の様相を呈していたことから、農地法第5条による転用申請が必要であるため、転用面積として加えたところでございます。よって転用面積は、5,337.24㎡、権利種別は賃貸借でございます。貸付人は、〇〇〇〇氏、借受人は●●●●株式会社で変更はございません。転用目的についても変更なく砂利採取で、切込砂利を採取するため申請するものでございます。なお、採取後については、山土を使用し水田に復元いたします。続いて費用面についてです。こちらの変更はございませんが、賃借料■■万■■千円、造成費■■万■■千円、その他■■万■■千円の総額■■万■■千円、■■万■■千円となります。要件について、当該地は「農用地区域内の農地」に該当するため、原則として許可できませんが、砂利の採取を目的とする一時転用であり、農地を復元するため適切な措置が講じられると認められるため、許可は可能となります。造成は無し、法面も生じません。雨水は地下浸透です。位置関係について、北側は公衆用道路を挟んで雑種地及び宅地、南側は原野、東側は雑種地及び宅地、西側は畑となっております。保安距離を十分に確保するため、周辺に及ぼす影響は少ないと思われまふ。最後に、この度は法令の理解不足によりまして、臨時総会を開催することとなってしまい大変申し訳ございませんでした。今後はこのようなことの無いよう、より一案件ごと精査してまいりますのでよろしくをお願いいたします。では、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。ここで 寺嶋 嘉春 農地専門部会長より、現地調査報告を求めます。

○ 9 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

みなさま、お疲れのところご苦勞様でございます。では、報告させていただきます。先月第8回農業委員会総会で報告申し上げた●●●●の砂利採取案件ですが、訂正があったため再度報告をいたします。まず、この度の訂正内容ですが、先ほど事務局からも説明のあったとおり、登記地目「原野」の箇所が現況農地の様相を呈していたことから、原野についても転用の対象とし、当初説明から面積訂正を行うものとなっております。

本日開催された西根地区農地パトロールの際に、西根地区の担当委員とともに、改めて地目「原

野」であろう箇所を再度現地調査してまいりましたところ、「田」として利用している様子が確認できましたので、訂正してご報告申し上げます。また、面積の訂正以外には事業計画や事業内容などに変更はなく、これらについては前回の総会で意見決定していただいたとおりです。以上、訂正して再度ご報告申し上げます。よろしくお祈いします。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び農地専門部会長からの報告が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請の訂正 1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

○ 2 片倉 功 委員

はい（挙手）

○ 寒河江 忠 議長

はい、片倉 功 委員。

○ 2 片倉 功 委員

休憩をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

それでは、暫時休憩をいたします。

休 憩（17：37）

再 開（17：48）

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。事務局の説明及び農地専門部会長からの報告が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請の訂正 1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それではご質疑ご意見ないので採決いたします。議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の訂正1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の訂正1件について、これを承認することに意見決定いたします。

以上をもちまして、令和7年第9回 長井市農業委員会臨時総会を終わります。

閉 会 17：49

上記のとおり、令和7年第9回 長井市農業委員会臨時総会の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年9月5日

議 長 会 長 ⑩

議事録署名委員 7番 ⑩

議事録署名委員 8番 ⑩